

「外国人登録制度」の廃止に伴い、携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項に規定する本人確認書類の一部変更について

平成24年7月9日から「外国人登録制度」が廃止されることに伴い、携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項で規定されている本人確認書類の一部が変更となる予定です。

具体的な変更点等（予定）は以下のとおりです。（詳細は別紙参照）

- 「外国人登録証明書」に代わり、新たに「在留カード」、「特別永住者証明書」が本人確認書類として認められます。
- しばらくの間は、中長期在留者又は特別永住者が所持する「外国人登録証明書」は「在留カード」又は「特別永住者証明書」とみなされます。また、平成24年7月9日（月）から6か月を経過するまでの間は、「外国人登録原票の写し」及び「外国人登録原票の記載事項証明書」によって本人確認を行うことができます。
- 中長期在留者、特別永住者等の外国人住民に対して住民票が作成されることになるため、中長期在留者、特別永住者等の外国人住民に対して発行された住民票の写し等が本人確認書類として認められます。

（ ※ 住民票の写し等に関しては、携帯電話不正利用防止法施行規則の規定は特に変更ありません。
なお、外国人住民への住民基本台帳カードの交付は平成25年7月8日からとなります。 ）

本件問合せ先

【「在留カード」及び「特別永住者証明書」関係】

法務省入国管理局総務課 宮尾・谷澤 （電話：03-3580-4111（内線：2727・2737））

【「住民票」関係】

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室 吉本・園田 （電話：03-5253-5397（直通））

【携帯電話不正利用防止法関係】

総務省総合通信基盤局消費者行政課 久保田・庄司・宮地 （電話：03-5253-5487（直通））

！！ 本人確認を行う際にはご注意ください ！！

(別紙)

平成24年7月9日(月)から「外国人登録制度」が廃止となり、これまでの「外国人登録証明書」に代わり、中長期在留者には「[在留カード](#)」、特別永住者には「[特別永住者証明書](#)」が交付されます。また、外国人住民に「[住民票](#)」が作成(※1)されるようになります。

【参考資料】 新しい在留管理制度について (http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方 (http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/zairyu_syomei_mikata.pdf)

特別永住者制度について (http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html)

外国人住民に係る住民基本台帳制度について (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/jpn_page.pdf)



[携帯電話不正利用防止法に基づく「本人確認」](#)については、以下の変更等を予定しています。

- ① 「外国人登録証明書」に代わって、「在留カード」及び「特別永住者証明書」が本人確認書類となります。
- ② 「住民票の写し」等で外国人住民の本人確認が出来るようになります。

★ しばらくの間(※2)は、中長期在留者又は特別永住者が所持する「外国人登録証明書」は「在留カード」又は「特別永住者証明書」とみなされます。

(携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項第1号イ関係)

★ 平成24年7月9日(月)から6か月を経過するまでの間は、従前どおり「外国人登録原票の写し」及び「外国人登録原票の記載事項証明書」(※3)によって本人確認を行うことができます。

(携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項第1号二関係)

(※1) 住民票が作成される外国人と住民票の記載事項

下の表に記載されている4つの区分に該当する人で、住所を有する外国人については住民票を作成することになります。また、日本人と同様に住民票には、①氏名・世帯主の氏名及び続柄②出生の年月日③男女の別④住所⑤国民健康保険や国民年金などの被保険者に関する事項などが記載されます。その他、外国人住民特有の記載として、「①国籍・地域②外国人住民となった年月日」があります。さらに、各区分に応じてそれぞれ下記の事項が記載されます。

対象区分	対象者の内容	記載事項
中長期在留者 (在留カード交付対象者)	3カ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人。	<ul style="list-style-type: none"> 在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号 中長期在留者であること
特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者。	<ul style="list-style-type: none"> 特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号 特別永住者であること
一時庇護許可者 又は仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮にわが国に滞在することを許可された外国人。	<ul style="list-style-type: none"> 一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 一時庇護許可者または仮滞在許可者であること
出生による経過滞在者 又は 国籍喪失による経過滞在者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方（その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。）	<ul style="list-style-type: none"> 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者であること

※外国人登録法において登録事項とされていた国籍の属する国における住所又は居所、出生地、職業、旅券番号などの情報は住民票には記載されません。

(※2) 「外国人登録証明書」が「在留カード」・「特別永住者証明書」とみなされる期間

【在留カードとみなされる期間】

永住者

16歳以上の方	2015年（平成27年）7月8日まで
16歳未満の方	2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

特定活動※ ※特定研究活動等により在留する方とその配偶者に限ります。

16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年（平成27年）7月8日のいずれか早い日まで
16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

それ以外の在留資格 ※「短期滞在」や在留資格がない者等、在留カードの交付対象とならないものは除かれます。

16歳以上の方	在留期間の満了日
16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

【特別永住者証明書とみなされる期間】

16歳未満の方

16歳未満の方	16歳の誕生日まで
---------	-----------

16歳以上の方

次回確認（切替）申請期間が2012年7月9日から3年以内に到来する方	2015年（平成27年）7月8日まで
------------------------------------	--------------------

上記以外の方	次回確認（切替）申請期間の始期とされた誕生日まで
--------	--------------------------

(※3) 「外国人登録原票の記載事項証明書」は、地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。